

仙台商工会議所表彰規程

第1章 総 則

第1条 本所の役員、議員、委員会委員、職員および団体、商店会等の役員ならびに会員事業場の優良従業員の表彰は、本規程により表彰する。

第2章 役員、議員および委員会委員

第2条 本所の役員、議員および委員会委員にして、勤続15年以上に亘る者に対しては、10年毎にこれを表彰する。

2. 前項に掲げる勤続年数に満たない者であっても功労があった者、または役員として勤続6年以上、もしくは議員および委員会委員として勤続10年以上に亘る者に対しては、その退職の場合にこれを表彰する。

第3条 本所の役員、議員および委員会委員にして特に功労のあった者に対しては、前条の規程にかかわらず表彰することができる。

第4条 前2条の表彰方法としては感謝状を贈呈し、特に功労顕著な者に対しては感謝状のほか、記念品を贈呈する。

第3章 職 員

第5条 本所の職員で勤続10年以上に亘る者は5年毎にこれを表彰する。

第6条 前条による表彰の方法としては表彰状を授与し、特に功労顕著な者に対しては表彰状のほか、記念品を授与する。

第4章 団体および商店会等の役員

第7条 本所の地区内における会員商工業団体あるいは商店会等の役員にして、本所の事業に功労があった者に対しては、これを表彰することができる。

第8条 前条による表彰の方法としては第6条を準用する。

第5章 優良従業員

第9条 本所会員事業所の従業員にして、同一事業場の下に20年以上永年勤続せる者にして成績優秀な者に対しては、所定の推薦書による推薦に基づき、これを表彰する。

但し、原則として本所地区内に、通算5年以上在勤せる者とする。(1回目表彰)

第10条 前条により既に表彰された者が、引き続き勤続せる場合は、所定の推薦書による推薦に基づき、10年毎にこれを表彰する。(2回目、3回目、4回目表彰)

第11条 前2条に該当する表彰者のうち、30年以上勤続せる場合は日本商工会議所会頭と連名にて表彰する。

第12条 第9条および第10条による表彰の方法としては、表彰状のほか記念品を授与する。

第13条 本規程に定めるものほか必要な事項は、委員会の議を経て別にこれを定める。

附 則

1. 本規程は昭和29年9月28日から施行する。
2. 本改正規程は昭和39年2月25日から施行する。
3. 本改正規程は昭和44年4月22日から施行する。
4. 本改正規程は昭和44年9月24日から施行する。
5. 本改正規程は昭和45年7月28日から施行する。
6. 本改正規程は昭和56年9月22日から施行する。
7. 本改正規程は昭和59年9月25日から施行する。
8. 本改正規程は平成3年11月26日から施行する。
9. 本改正規程は平成25年7月23日から施行する。

仙台商工会議所表彰規程実施要領

1. 表彰は本所役員、議員、委員会委員および職員については会頭より、団体および商店会の役員については所属代表より、優良従業員については業種別代表または商店会代表よりそれぞれ別に定める様式による推せんに基づいて行なう。
2. 被表彰者を審査するため定款第54条の規程に基づき表彰審査委員会を設置するものとする。
3. 委員会は委員15名以内を以って構成する。
4. 委員会に委員長1人、副委員長2人を置く。
5. 表彰は、表彰審査委員会の審議を経て、常議員会において決定する。
ただし、会員に対する賀状ならびに珠算能力検定1級満点合格の表彰は、その都度行なう。
6. 表彰は、本所創立記念日あるいは議員総会その他適当と認めるときに行なう。
7. 第2条および第5条に定める在職年数あるいは勤続年数は、社団法人商工会議所（昭和22年2月1日）または商工会議所における年数とする。
ただし、第9条に定める勤続年数は事業合併、組織変更等の場合もこれを通算するものとする。